

春日井市医師会訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 一般社団法人春日井市医師会が開設する春日井市医師会訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が、健康上の理由または要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）で、主治の医師が必要を認めた者に対し、適正な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションが実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

2 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

3 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護師等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 春日井市医師会訪問看護ステーション
- (2) 所在地 春日井市柏原町5丁目387番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師 1名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

- (2) 看護職員：看護師 常勤換算2.5名以上（内、常勤1名以上）

訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：適当数

看護師の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者またはその家族への説明、提供

(2) 訪問看護計画書に基づく訪問看護

①療養上の世話

清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア

②診療の補助

褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置

③リハビリテーションに関すること。

④家族の支援に関すること。

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(3) 訪問看護報告書の作成

(4) 主治医等関係者への情報提供

(5) 必要に応じて保健医療福祉サービスと連携する。

（利用料等）

第7条 健康保険で事業を提供した場合の利用料の額は、健康保険法等に規定する基本利用料及びその他の利用料として次の各号に定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 訪問時間が1.5時間を超えた場合、営業時間内は1時間につき2,500円、営業時間外は1時間につき4,000円とする。

(2) 土、日、祝日及び12月29日から1月3日の訪問看護加算料は、1回につき2,000円とする。

(3) 週4回以上又は1日に複数回の訪問看護加算料（回数制限のない疾患・状態は除く。）は、1回につき3,000円とする。

(4) 交通費は、1回につき300円とする。

2 介護保険で事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

3 第8条に定める通常の実施地域を超えて行う自供に要した交通費は、その実施地域を超えた地点から利用者宅等までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を超えた地点から1キロメートル当たり50円とする。

4 利用者宅周辺に駐車スペースが無く、やむを得ず有料駐車場を使用する場合は、その実費を徴収する。

5 死後の処置料は、10,000円とする。

6 訪問当日のキャンセル（健康上の理由などやむを得ない場合を除く。）は、300円を徴収する。

7 前各項に規定する費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（通常の実業の実施地域）

第8条 通常の実業の実施地域は、春日井市内とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

（苦情処理）

第10条 ステーションは、利用者からの苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 前項の苦情の内容等について記録するものとする。

(事故処理)

第11条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止に関する事項)

第12条 ステーションは、虐待の発生又は再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 ステーションは、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6カ月以内

(2) 継続研修 年12回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般社団法人春日井市医師会理事会で審議し、医師会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

春日井市医師会訪問看護ステーション運営規程（平成18年4月1日施行）は廃止する。